

教育委員会会議録

開 会 の 日 時	令和6年12月25日 午後7時00分
閉 会 の 日 時	令和6年12月25日 午後7時10分
会 議 の 場 所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中西 康裕・駒田 聡子・畑井 祐樹・中村 文大 ・右京 博巳
会議録に署名 する委員氏名	畑井 祐樹・中村 文大
会議に出席した 者の職・氏名	（説明のために出席した者） 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 中川 靖美 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 志賀 幸代 学校教育課副参事 木下 真理 学校教育課副参事 西山 早苗 学校教育課副参事 久保 直紀 教育研究所副参事 村井 雅哉 （職務のために出席した事務局職員） 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した 事件	議案第48号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則 の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 右京委員、駒田委員を指名

会議に付する案件

議案第 48 号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について

教育長報告

議事に入る前に私の方から報告をさせていただきます。

前回の教育委員会からの報告をします。

12 月議会が 18 日に閉会しました。4 人の議員から一般質問がありました。後ほど、教育総務課から報告があります。

児童生徒が人権について意見を出し合う人権フォーラムが、小学校が 11 月 27 日、中学校が 12 月 4 日に行われ、今年も活発に意見交換がなされました。

伊勢山田青果・伊勢山田青果学校給食協力会と J A ながの飯綱りんご部会から、りんごが中学生全員に贈られました。市長への贈呈式が 12 月 9 日に実施され、今年で 15 回目となりました。

1 月 12 日には、二十歳のつどいが開催されます。昨年度と同様に 1 部制で実施予定です。委員の皆様にもお越しいただくことになりますのでよろしくお願いします。

来年度の学校の体制を確立するために、年度末人事異動が動き始めます。例年ですと、中学校の卒業時期に教諭の内示、その後に管理職の内示、春休みに入る時期に市の職員の内示があります。

各学校に対して、この時期は飲酒の機会がふえることから飲酒運転の禁止やセクハラ、体罰の禁止など、教職員の綱紀粛正について、また、冬季休業中の児童生徒の生活に関する重点指導事項について、周知しました。

以上、私からの報告は終わります。以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 48 号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、教育長の職務に専念する義務の特例の範囲について改めるため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、議案第 48 号「伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、「教育長は、法律又は条例に定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務の遂行のために用いなければならないこと」と、職務に専念する義務について、規定されているところでございます。

本市においても「職務に専念する義務を免除される場合」を条例で定めておりまして、その一部については、教育委員会規則で定めることとしております。

この度の規則の改正は、近年の社会情勢の変化から、行政課題は複雑化、多様化しており、市単独で解決することも難しく、公益法人等の地域の多様な団体と連携して解決を図ることが求められており、その関係性は、指導育成に限られるものでないことから、職務に専念する義務を免除される場合について、これまで「市の行政と密接な関係を有し指導育成を行うことを適当とする団体の事務に従事する場合」としておりますものを「市の行政と密接な関係を有する団体の事務に従事する場合」とその範囲を拡大しようとするものでございます。

なお、この規則は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第 48 号「伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正」につきまして御説明申し上げます。なにとぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 48 号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 48 号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

何卒ご審議賜りますようお願い申し上げます。

指定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

理者の指定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

これをもって教育委員会を閉会いたします。